

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	浴場業営業許可
②	法令名	公衆浴場法
③	法令番号	昭和23年法律第139号
④	根拠条項	第2条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第二条 業として公衆浴場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	公衆浴場法第2条第2項、第3条 公衆浴場法施行規則第1条 公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例第2条、第3条、第4条 公衆浴場法施行細則第7条、第8条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 20日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	20日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	